

# 副町長就任ごあいさつ

3月31日付で近藤充徳副町長が退任し、4月1日から増輪肇氏が就任しました。

## 就任のごあいさつ



当別町副町長  
ます わ はじめ  
増輪 肇 氏

このたび、議会の同意をいただき、4月1日付けで副町長に就任いたしました。もとより微力ではございますが、宮司町長を補佐し、議会や関係団体等の皆様と連携を図りながら、町民の皆様「住んで良かった」と思えるまちづくり実現のため、誠心誠意努める所存でございます。町民の皆様のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

〔略歴〕 昭和31年釧路市生まれ、昭和60年4月当別町奉職、平成15年4月企画部秘書課長、平成19年4月企画部長

## 退任にあたって



前副町長  
近藤 充徳 氏

このたび、3月31日をもって副町長を退任させていただくことになりました。

在任中の2期8年間、泉亭町長、宮司町長はじめ、議会の皆様、町民の皆様には並々ならぬご指導と、ご協力を頂きましたことに心からお礼申し上げます。

故郷当別町が限りなく発展することを願うと共に、皆様のご健勝を心からご祈念申し上げます、退任のご挨拶とさせていただきます。

# 平成26年7月から一部の 使用料・手数料が変更になります

使用料・手数料の一部が、平成26年7月から変更になります。使用料の改定は、当別町使用料・手数料等検討委員会において適正な料金設定になるように定期的に維持管理費等を調査し、他市町村との均衡を考慮しながら決定しています。皆様のご理解をお願いします。

▼問合せ 使用料…教委社会教育課（総合体育館内・☎22-3833、手数料…建設課建築係（☎23-3147）

### ■学生・一般個人使用料（当別町総合体育館）

### ■学生・一般アリーナ個人使用料 （西当別コミュニティーセンター）

種類	変更前	変更後
1回券	150円	200円
回数券 (12枚綴り)	1,500円	2,000円

### ■手数料（建築基準法に関する証明）

種類	変更前	変更後
1枚	450円	500円

催し  
生活  
募集  
教養・資格  
子育て  
その他

# 児童手当の受給には「申請」が必要です

児童手当は、中学校を卒業するまでのお子さんを養育している方（保護者のうち所得の高い方）に支給されます。児童手当を受けるには、養育している方からの申請が必要ですので、出生や転入等で新たに受給資格が生じた場合は、15日以内に下記窓口へお越しください。

申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなる場合があります。

## ▼申請方法

申請書等を子ども係窓口を用意してあります。必要な書類などは、事前に確認してください（申請書以外に必要な書類等があります）。

なお、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

## ▼所得制限

児童手当には所得制限が設けられており、所得制限限度額を超える方については、特例給付（一律5,000円）の支給となります。

## ▼支給額（児童1人あたり）

年齢区分	児童手当	特例給付
3歳未満	15,000円	一律 5,000円
3歳以上～小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円	
3歳以上～小学校修了前 (第3子以降)	15,000円	
小学校修了 ～中学校修了前	10,000円	

## ▼問合せ 子育て推進課子ども係

(ゆとろ内・☎23-3024)

## 講座

### 「町民自主企画講座」を活用してください

町教委では、町民の自発的な学習活動を支援するため、自主的に企画、運営し開催する学習活動（講座や講演会等）を支援します。

年間を通して受け付けしていますので、随時ご相談ください（年度内の最終受付は2月末までとさせていただきます）。

なお、内容が同じ講座等の支援については、3年限りとします。

## ▼支援内容

- ・総合体育館、白樺・西当別コミュニティセンターなど社会教育施設使用料減免
- ・講師謝礼金（限度額1万円、所得税込み）
- ・周知活動など

## ▼問合せ・申込先

町教委社会教育課社会教育係  
(総合体育館内・☎22-3834)

## 募集

### 学校支援ボランティアを募集します

当別町学校支援地域本部では、地域の方々の協力を得て、学校での子どもたちの学習支援や教育活動をより充実するための学校支援ボランティアを募集しています。

## ▼支援内容

授業や放課後、夏・冬休み等の学習補助、登下校の安全指導、学校の環境整備、図書館活動補助、学校行事への協力支援、部活・クラブ活動指導補助、その他学校の要望に応じた活動。

## ▼申込方法

総合体育館、白樺・西当別コミュニティセンター等に備え置きしている登録用紙に必要事項を記入の上、提出願います。

## ▼申込先

町教委社会教育課社会教育係  
(総合体育館内・☎22-3834)

## 無償配布

### 乳幼児を持つ家庭へ町指定ごみ袋の無償配布

町では少子化対策事業として、子育て家庭を応援するため乳幼児を持つ家庭への『おむつ用ごみ袋無償配布事業』を実施しています。

## ▼対象

2歳未満の乳幼児のいる家庭

## ▼配布内容

乳幼児1人当たり1ヵ月につき町指定ごみ袋(20ℓ袋)を10枚

## ▼配布期間等

5月7日(水)～9日(金)  
10時～16時

## ▼配布場所

ゆとろ(本町地区)、  
太美出張所(太美地区)  
※詳細は、対象家庭に4月中旬頃、別途ご案内します。

## ▼問合せ

子育て推進課子育て支援係  
(ゆとろ内・☎25-2658)